

許 可 証

住 所 群馬県邑楽郡大泉町西小泉2-3-17

氏 名 トネリサイクルシステム株式会社  
代表取締役 川原 和哉

令和6年2月27日付で申請のあった一般廃棄物処理業(収集・運搬)については、  
羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第25条第1項の規定により、次  
のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	群馬県邑楽郡大泉町西小泉2-3-17 トネリサイクルシステム株式会社
取扱廃棄物の種類	ごみ
業務の範囲	収集運搬
営業の区域	羽生市全域
営業許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日
許可条件	別紙第1号のとおり

令和6年 4月 1日

羽生市長 河田晃明



別紙第1号

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可条件

- ①許可証は他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- ②許可証を紛失し、損傷し、若しくは汚損したときは、許可証の再交付を受けなければならぬ。
- ③一般廃棄物処理業者は、その業務を休止又は廃止したとき、若しくは住所その他の事項を変更したときは、当該休止、廃止又は変更の日から10日以内に市長に届けなければならぬ。
- ④許可を受けた搬入先以外の場所には搬入しないこと。
- ⑤積替え・保管は行わないこと。
- ⑥羽生市外のごみは、清掃センターに搬入しないこと。
- ⑦清掃センターに搬入できる事業系一般廃棄物は、可燃ごみ及び不燃ごみとし、それぞれ分別し搬入すること。
- ⑧資源ごみ・有価物については分別回収に努め、ごみの減量化を図ること。
- ⑨月間に収集した事業所及び収集量の一覧を翌月10日までに環境課又は清掃センターへ提出すること。
- ⑩収集・運搬の際、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれの無い車両を使用すること。
- ⑪収集運搬に係る記載事項を整えた帳簿を作成し、5年間保存すること。
- ⑫収集については、両者の話し合いによって行われるものであるが、苦情等ないように十分留意すること。
- ⑬許可業者は、収集運搬にあたっては、交通法規を遵守し、作業中の車両の運転並びに駐停車は、他の車両や歩行者の妨げにならないよう十分注意して、事故の防止に努めるものとする。
- ⑭次の項目の一に該当する場合は、許可の取り消しを含め処分の対象となる。
  - ア 法その他の関係法令、又は市の条例・規則に違反したとき。
  - イ 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
  - ウ 正当な理由なく、事業の全部又は一部を休止したとき。
- ⑮許可期間中に、清掃センターへの搬入その他特定家庭用機器廃棄物の収集運搬等市内における営業実績がない場合は、許可の更新ができないものとする。
- ⑯故障・車検等やむをえない理由で許可車両以外の車両を臨時に運行しようとするときは、事前に市長の承認を受けなければならない。
- ⑰廃棄物処理手数料の納入については、指定された納期を守ること。